

小分け業者の「入荷原料が有機である」ことを示す根拠書類と
保持すべき根拠書類について
(国内産有機農産物の取引の場合)

2003年4月20日

農林水産省登録認定機関登録第7号
特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

、小分け業者が保管すべき「入荷原料が有機である」ことを示す根拠書類については、以下のいずれかとする。

- 1、取引開始時に取得した認定証及び名称の表示に、「有機」もしくは「転換期間中有機」であることを示す生産行程管理者もしくは認定小分け業者からの送り状。必ず、仕入れ先が記載したものであること。
- 2、送り状に名称に有機等の表示ない場合には、取引開始時に取得した認定証及び入荷のロットごとに荷物についたJASマークを取得し送り状に貼り付けるなどして保管すること。保存するJASマークは、必ず荷物についていたJASマークであること。

、したがって、認定小分け業者が保持することを求められる根拠書類は、おおむね以下の通り。

取引生産行程管理者の認定証の写し

有機農産物であることを確認できる仕入れ伝票(先方から送付されてきた送り状などであること。有機であることを確認できない場合は、仕入れロット単位で一枚荷物のJASマークをはがして伝票に添付)

社内の一連の作業記録

出荷伝票(何を、いつ、どこに、どのくらい出荷したか確認できること)

以上